

29. 大日地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

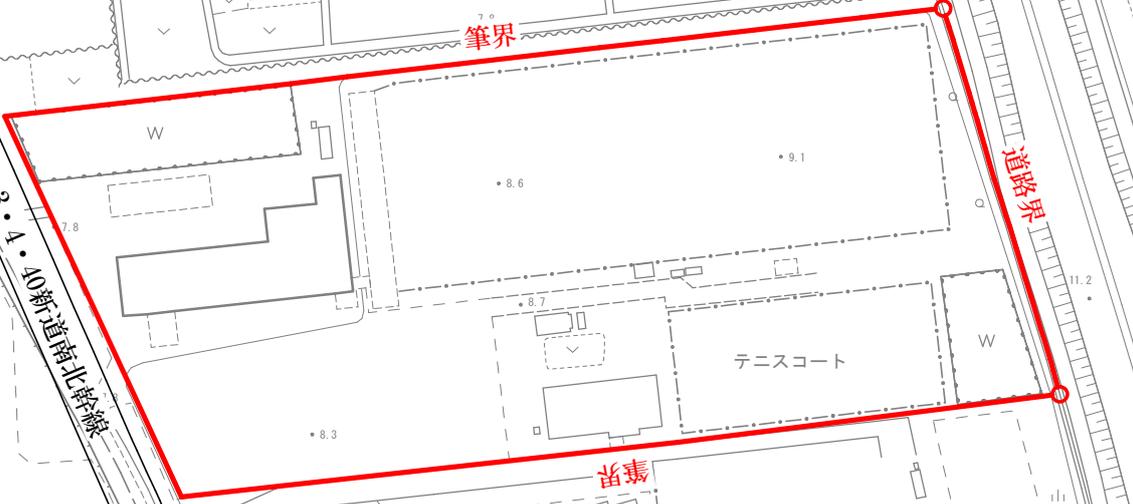
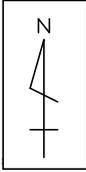
名 称		大日地区 地区計画
位 置		上越市大字大日
面 積		約 4.0 ha
区域の整備、 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、高田市街地の北東部に位置し、周辺には既存集落が形成され、緑に囲まれた自然豊かな良好な緑地環境が形成されている地区である。</p> <p>国道 18 号（上新バイパス）に近接し、北陸自動車道上越インターチェンジから約 2 km 南側に位置し、上越魚沼地域振興快速道路も整備されることから、交通の利便性に優れた地区である。また、東側には上越総合運動公園が整備されており、保養施設及びスポーツ施設が立地しているとともに、隣接地には良好な集落環境を有している地域があり、自然環境と田園景観に恵まれた地域である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の規制を積極的に推進することにより、地域環境の悪化等を未然に防止しながら、今後とも良好な地域環境と調和のとれたまちづくりを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺地域と調和のとれた良好な環境を保全するための土地利用を促進する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区の利便性を活かしながら、周辺地域の豊かな自然環境や集落環境の調和を図るため建築物等の用途の規制、建築物等の高さ制限及び壁面の位置等の適切な制限を設け、田園景観保全のため屋外広告物の制限、垣又は柵の構造についても制限を設けるとともに、冬期克雪及び良好な田園環境を形成することを目的とする。</p>
地区整備計画	面 積	約 4.0 ha（用途地域の指定のない区域）
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)専用住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2)事務所、店舗又は飲食店で延床面積が 200 m²以上のもの</p> <p>(3)葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における風俗営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における飲食店営業等に供する施設</p> <p>(5)畜舎</p> <p>(6)工場</p> <p>(7)危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(8)自動車車庫、倉庫又は物置（附属のものは除く。）</p> <p>(9)建築基準法、別表第二（い）項第五号に掲げるもの</p> <p>(10)建築基準法、別表第二（は）項第三号に掲げるもの</p> <p>(11)建築基準法、別表第二（に）項第五号に掲げるもの</p> <p>(12)建築基準法、別表第二（ほ）項第二号に掲げるもの</p> <p>(13)建築基準法、別表第二（ほ）項第三号に掲げるもの</p>

29. 大日地区 地区計画

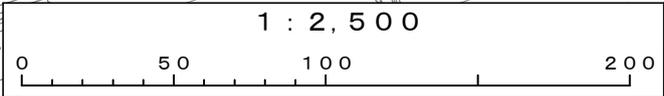
	(14)建築基準法、別表第二（へ）項第三号に掲げるもの (15)その他、上記に類する建築物又は地区の生活環境の悪化を招く恐れのあるもの
建蔽率及び容積率の最高限度	建蔽率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）の最高限度は5/10とする。 容積率（建築物の延床面積の敷地面積に対する割合）の最高限度は10/10とする。
建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は、地盤面から20mとする。 敷地の盛土（既成盛土及び築山等は除く。）高は、前面道路の路肩又は歩道面から30cm以下とする。
壁面の位置の制限	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外面から敷地境界線までの距離は4.0m以上とする。ただし、独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のものにあつては60cm以上とする。
建築物の意匠の制限	建築物及び工作物の基調色として使用できる色の範囲は、「上越市環境色彩ガイドライン」に沿うものとする。
屋外広告物の制限	次に掲げる屋外広告物以外は、設置してはならない。 (1)屋上又は屋根以外の場所に設置するもの (2)ネオン等は、点滅しないもの (3)蛍光塗料及び反射塗料を使用していないもの
垣又は柵の構造の制限	垣又は柵（道路の路肩又は歩道面からの高さが1.2m以下のものは除く。）は、原則として生垣とする。
その他	墓地その他これに類するものは建設してはならない。

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

大日地区 地区計画図



凡	例
地区計画区域及び地区整備計画区域	



3.3.4飯門田新田線